

法の日週間にあたって

令和2年10月1日

松江地方裁判所

松江地方検察庁

島根県弁護士会

昭和35年、閣議において、10月1日を「法の日」とすることが定められ、国をあげて、法の尊重、基本的人権の擁護、社会秩序の確立の精神を高めるため、行事を行うこととされました。

裁判所、検察庁及び弁護士会では、「法の日」から1週間を「法の日週間」とし、例年、全国各地で広報行事を開催してきましたが、今年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、島根県内で予定していた県民参加型の広報行事を中止することといたしました。

新型コロナウイルスの感染が拡大して以降、法曹三者としても、感染防止対策と県民から求められる司法の役割をどのように調和させていくかを課題として連携を図りながら取り組んでいます。

【松江地方裁判所】

現在、東京、大阪、広島などの一部の裁判所では、民事訴訟手続において、ITツールを活用した争点整理の新しい運用を開始しており、今後、松江を含めた全国の裁判所（本庁）に展開される予定です。民事訴訟のIT化は、現在の手続の一部をIT化するにとどまるものではなく、適正・迅速な裁判の実現のため、民事訴訟手続の在り方を抜本的に見直す契機となるものです。松江地方裁判所でも、今後の導入に向けて、地方都市の視点を踏まえながら、検討を進めていきたいと考えています。

【松江地方検察庁】

昨今の社会情勢の急速な変化に伴い、犯罪がますます複雑・多様化する中、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、捜査・公判活動にも大きな影響を与えており、検察には、これに対し、的確に対応することが求められています。

松江地方検察庁としましても、関係機関と連携を図り、適切な新型コロナウイルス感染防止対策を講じた上、刑事事件の事案の真相を解明するとともに、刑罰権を適正に行使し、安全安心な生活を求める県民の皆様の期待に応えるよう職務に取り組んでまいります。

【島根県弁護士会】

いわゆる「コロナ禍」の中においても、法律問題が生じることは避けられない世の中です。しかも、労働問題や経済問題、さらには誹謗中傷などの人権問題など、新型コロナウイルスの影響によって生じる法律問題もみられるところです。

島根県弁護士会では、先般の緊急事態宣言下においても、会で主催する法律相談事業について、面談相談を電話相談に切り替えて実施するなどしてきました。

今後も感染防止対策に配慮しつつ、県民の皆様に法的サービスを提供できるよう取り組んでいきたいと思ひます。

法曹三者では、新型コロナウイルス感染拡大の状況下で、県民の皆様の司法への期待と信頼に応えていくためにも、これまで以上に視野を広げて現在の在りようを見直し、運用改善を実践していくよう協力して臨んでいきたいと思ひます。